

<川越市>

「川越市・市道不正認定住民訴訟」

設置する必要のない市道を川合善明市長が認定し、市に不要な支出をさせたとして、道路整備費用など約 308 万円を川越市へ返還するよう求めた訴訟だ。

事件の内容は本紙既報を参照して頂きたい。

http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe32

—第 11 回(11月27日)裁判傍聴記—

裁判長「争点はハッキリしているのでは！」

いよいよ佳境に入る裁判—「疑惑の市道」

川越市の市道 5565 号（寺尾大仙波線）をめぐる、川越市民 23 名による住民訴訟（平成 30 年（行ウ）第 10 号事件）の 11 回目の裁判が、11 月 27 日 10 時 30 分から、いつもと同じく、さいたま地裁 C 棟 105 法廷にて開かれた。

今回の法廷は、本件裁判の「分岐点」といえるだろう。

裁判長が裁判の争点について改めて「はっきり示した」からだ。

ここで本件裁判の第 1 回口頭弁論期日（2018 年 5 月 9 日）で、原告住民代理人・清水勉弁護士が述べた訴訟主旨を振り返ってみる。

「川越市の市道 5565 号線は、公道から約 100 メートルで元川越市議の齊木氏宅で行き当たり、行き止まりとなる。齊木元市議の家に行くまでの道路を舗装して、今後、永遠に管理し続けるというのは、公共的公益的見地から認定することからすれば適当ではなく違法であると考えている。

住民監査の結果や監査委員の判断は間違えているとし、訴訟を起こした。

本来ならば、隣接する齊木元市議の敷地内に道路をつくれればよいものを川越市に土地を買わせて、道路（市道 5565 号線）を作らせている。この道路を市道にするのは明らかにおかしく、本来は「私道」として作られるべきもので、全国的にも例がない。また寺尾大仙波線の代替地としては、2 軒分で足りた土地を 3 軒分購入し、1 軒分は未だに空き地のままで、毎年、管理費用がかかっている。元市議が市長と談合して作らせたという事案だと考えている。」

本来は「市道」にすべきでない道路を「市道」にした、川合市政による不正な市道認定の背景には、当時、川合善明市長と齊木元市議の間の不透明な関係が疑われるという住民らの訴えに対して、当初、裁判長は次のように問いかけた。

「それに川合市長が関わっているとするには説明が不十分です。決裁書類では市の担当職員の指示で行われたことで、市長が財務会計をやったわけではない。この点をどう繋ぐのですか？」

つまり「誰が、いつ、何をしたのか」という争点について、裁判所としては「見えにくい」という見解が示されてスタートしたのが本件裁判だった。

しかし、その後、裁判所は、原告側の主張に対する被告と補助参加人・川合善明、補助参加人・齊木元市議の主張の明らかな食い違いに疑問を抱くようになり、提訴から約 1 年半経った今日の裁判で、裁判長は「争点はハッキリしているのでは…」と述べたのである。

「不可解と異常」に満ちた事件の経緯

今回の事件の問題となっている代替地の経緯について、改めて整理してみる。

まず、齊木元市議の自宅となりの土地の所有者が亡くなったことで相続人たちが、この土地をどうするかということになった。自分たちで使うつもりがないから、誰かに丸ごと買い取ってもらいたい。そこに齊木元市議と川越市土地開発公社が現れる。

川越市土地開発公社は、川越市が行政上必要とする土地を購入し、これを川越市に譲渡し、川越市が行政に使うという流れになる。だから川越市土地開発公社は、川越市が行政上必要とするだけの土地を取得する立場にある。

かつてのバブル期には、自治体が大量に土地を購入し、それが現在、利用の目途も転売の目途も立たないまま「塩漬けの土地」となり、自治体は大きな赤字を抱えることになった。だからいまどきは、具体的に使う目途もないのに自治体が土地を買うことなどない。土地開発公社もしかりだ。

そのような視点で本件をみると、齊木元市議の邸宅に続く100メートル「市道」の左側の宅地3軒分のうち1軒分が現在まで空き地のまま残っていることは、川越市が管理費を負担し続けなければならないという無駄を生じ続ける、本来あってはならない異常事態なのである。川越市は1軒分の土地が余ることをわかっていて、つまり、**川越市が管理費という損害を被り続けることをわかっていて購入した**のではないかという疑いが生じるのだ。

しかも、川越市土地開発公社が土地を購入する直前に、齊木元市議の娘が幅25センチメートルの土地を約100メートル（公道より齊木元市議の邸宅の敷地に至るまでの距離となる土地）を購入し、まもなく同地を川越市に寄附するという不可解な行動をとっていることが、偶然とは考えられない背景事情を強く推測させるのだ。ただ確かに、これだけでは「**どうして川合市長が不正に関与していると言えるのか**」という疑問を裁判所が抱くのは、当然だ。

裁判所は、**被告・川越市(長)**や**補助参加人・川合善明**、**補助参加人・齊木元市議側**から事実経過を説明する主張が出てくれば、原告側の**主張がまっとうなのか、思い過ごしなのか**わかるだろうと考えたはずだ。

食い違う被告らの主張と、おかしい公文書

ところが、**被告・川越市(長)**、**補助参加人・川合善明**、**補助参加人・齊木元市議**が三者三様の主張をしたのだ。川越市土地開発公社が土地を購入する前の平成21年初夏頃、齊木元市議が川合市長に対して「**本件土地を売却する話がある**」と口火を切っていたと主張したのに対して、齊木元市議は「**川越市とは話していない**」と主張した。同じ土地の取引に直接かかわった被告と補助参加人らが、**食い違う主張**を展開したのである。

それに加えて川合市長は、住民訴訟の期間制限の1年を経過した訴えだとか、この住民訴訟には胡散臭い背景事情があるなど、場外乱闘的な主張まで展開した。裁判所はさぞかし驚いたに違いない。自治体の代理人の仕事を多数手がけているという、**被告・川越市(長)代理人の馬橋弁護士**は、今回の事件を引き受けてしまったものの、**補助参加人・川合善明**、**補助参加人・齊木元市議**の主張がはっきり食い違っていることに困惑しているようだった。

裁判長は、補助参加人2人の迷走ぶりに、馬橋弁護士に向かって、「**被告の方で主張を整理してください**」と言うようになった。訴えられているのは被告だから、馬橋弁護士としては応じざるを得ない。被告・川越市（長）は、いつどの時点で市は誰に代替地を提供することにしたのかという時系列と、その裏付けとなる用地交渉日誌や代替地承諾書を証拠として提出すべきだということになった。

正常な手順をしていれば、どちらも簡単なことだ。用地交渉日誌や代替地承諾書をもとに時系列の主張を作ればいいだけのことだからだ。

ところが、被告・川越市（長）が提出した代替地承諾書には、3軒分なければならないはずの代替地が2軒分しかない…1軒分はどうした。2軒分の承諾書も日付欄が空欄のままで、いつ承諾したのかもわからない。川越市の受領印もない。役所が受け取った書面に日付入りの受領印を押さないなどということはある得ない。ここに至って裁判所も「あれ？」と思ったはずである。

とぼけるような被告（川越市）に裁判長が間髪を入れず

「争点はハッキリしているではありませんか？」

さて、ここで今日の裁判（2019年11月27日）に戻る。

馬橋弁護士は、前回、裁判長から出された「**宿題**」の回答を提出した。裁判長は「**時系列で経過説明をするように**」と指示していた。ところが、市は日にちどころか、年月さえ書いていない時系列（？）を提出してきたのである。

年月がなければ、どれがどのように決まって行ったのか、決まらなかったのかわからない。だから時系列の裏付けとなる用地交渉日誌もごく一部分しか提出しなかった。用地交渉日誌には、「**次回11月4日に伺う**」「**明日の夜7時30分に伺う**」と書いてあるのに、「**次回**」も「**明日の夜**」にも該当する用地交渉日誌がないのだ。

主張では、2人は「**以前から代替地を希望していた**」と書いているだけで、「**以前**」が「**いつなのか**」特定できることは何も書かれておらず、用地交渉日誌自体は1つも証拠として提出しなかった。まるで市が確信犯の証拠隠しをしているかのように見える。それでいて、馬橋弁護士は裁判長に「**争点の把握がちょっと**（わからない）」と愚痴るような発言をした。傍聴していた筆者には、一瞬、何を言っているのか意味がわからなかった。自治体の裁判を多数手がけている馬橋弁護士が争点（川合市長と齊木元市議が不正を行って「市道」ができた）との関係がわからないということはどういうことなのか。

すると、裁判長が、馬橋弁護士に対して「何を言っているのか」と言わんばかりに、間髪を入れず「争点ははっきりしているではありませんか」と言い切ったのだ。

「市道5565号線の左側の宅地3軒分について見合う代替地希望者は2人しかいなかった、齊木元市議の娘が幅25センチメートルの土地を購入したあと川越市に寄附した、という事実は、補助参加人らが土地の一部を市道認定（市道5565号線）する合意をしていた（不法行為）ことを間接的に証明しようというものですよ」

原告側は、だれも不正行為の現場に立ち会っていたわけではないから、不正行為を直接立証することはできない。しかし、露骨に齊木元市議の個人的な利益になるようなことを、本来公正であるべき川越市が行政として行うことは異常であって、それを一担当職員が勝手にやったということも考えにくい。

一担当職員がしたことなら、議会でとっくに問題になっているはずだ。そうならないのは、一担当職員の不正ではないからだ。齊木元市議と親しい川合市長が齊木元市議に頼まれたからこそ実現したことではないかというのが、原告側が抱く疑いなのである。裁判所も原告側と同じような疑問を抱くようになっていることが、今日の裁判で改めてはっきりしたのだ。

清水弁護士の「矢倉攻め」が始まる

原告住民にとって非常に大きな成果だが、それは代理人・清水弁護士、出口弁護士の精緻な詰め将棋を思わせる弁論の実力によるものだ。

将棋の局面にたとえば、今日の裁判で清水弁護士は、市の「矢倉囲い」を崩す一手を打ったのである。「矢倉」とは、駒で玉（王将）のまわりを固めて守る将棋の基本戦術のひとつだが、一手を読み間違えると攻めを受ける手が間に合わなくなり破綻する。「たくさん捨て駒があるから大丈夫だ」と「高を括る」者が使えば、待っているのは「終局」である。

ところで、今日も「補助参加人」として出廷した川合氏は、前回とは打って変わって笑顔がなく、どちらかと言うと暗いムードであった。本紙の敵ではあるが、敵だけに元気でいてくれなくては、こちらが単なる弱い者いじめになってしまう。一方、清水弁護士は、出口弁護士が欠席で、ひとりで意気揚々と発言していた。清水弁護士は、監査結果の通知内容に「代替地希望者」と書かれているのが、誰を指すのかを明らかにしてほしいと、馬橋弁護士に問いかけた。

質問は、川越市の担当職員が監査委員に説明した箇所についてであるから、被告・川越市（長）が答えられるはずだし、被告・川越市（長）の主張と整合しななければならないはずだ。それが矛盾しているように見えるというのが、清水弁護士の問いかけなのだ。

馬橋弁護士は振り向いて、後ろの席に座っている職員に事実確認をしたようだが、当時の実情を知らない裁判担当職員にはわかるはずがない。

清水弁護士は、さらに証拠に出ている用地交渉日誌の記載内容からすれば、他にも用地交渉日誌があるはずだから**「それを提出してほしいと」**馬橋弁護士に要求した。裁判長は**「準備書面に(ない)と書いてあるものもあるが、どうですか」**と馬橋弁護士に問いかけ**「あるものがあれば、提出してください」**と言った。

馬橋弁護士は**「はい」**と言うしかなかった。

被告・川越市（長）側は、3週間で、できる範囲で回答することになった。

原告側は、その回答を受けて、来年1月末までに反論の書面を提出することになった。閉廷後、清水弁護士は、冒頭、**「今日の期日は、被告側から書面を提出したことでのやりとりだったので、わかりにくかったかもしれません」**と原告住民らに謝った。そして、**「次回は原告側から反論の主張をすることになるので、楽しみにしてくださいね」**と笑顔で語った。



主張のやりとりと書証の提出はそろそろ大詰め。その後は事件関係者の証人尋問になる。そこで誰がどんな証言をするのか。原告のみならず納税者である川越市民の誰もが関心を持って傍聴してほしい。

次回期日は、新年 2020 年 2 月 19 日(水)午前 10 時 30 分から、

さいたま地裁C棟 105 法廷である。